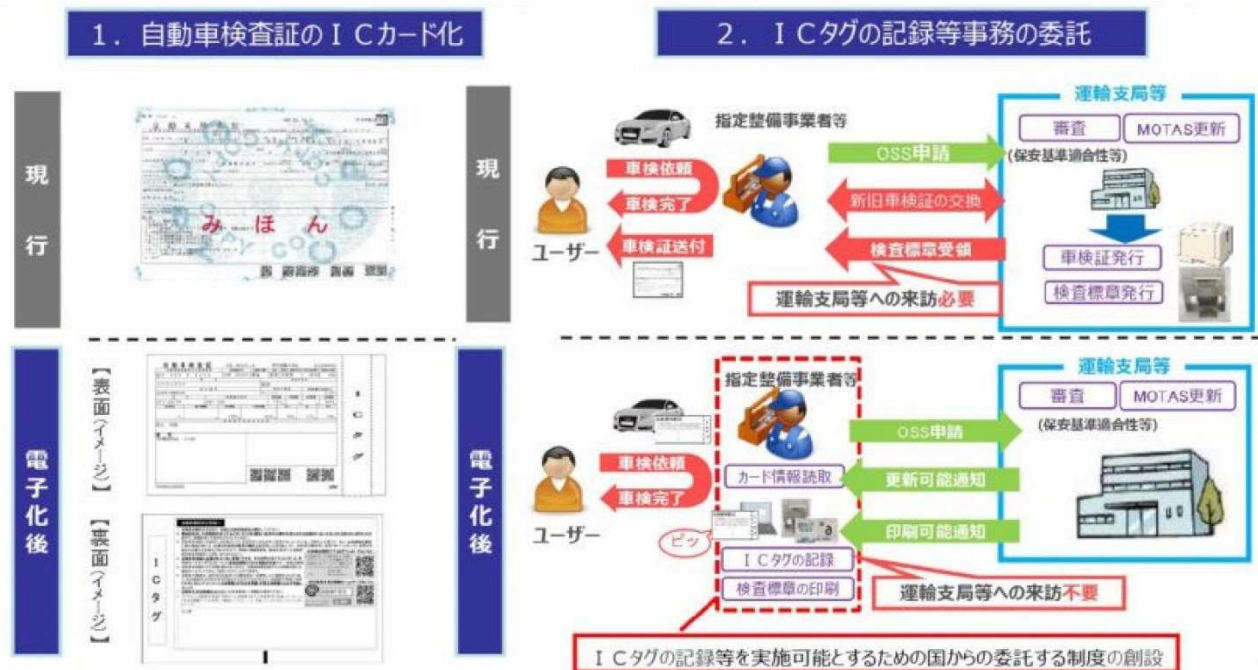


# 継続検査を OSS 申請している指定工場の皆様へ

## 記録等事務委託制度のご案内

令和5年1月より、登録車については自動車検査証が電子化されるとともに、継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務（有効期間の更新）を運輸支局等が一定の要件を備える者（指定整備事業者）に委託する制度（記録等事務委託制度）が導入され、委託を受けた者は、継続検査時に電子化された自動車検査証（電子検査証）の更新（有効期間の更新）及び検査標章の印刷ができるようになっています

また、軽自動車についても令和6年1月から自動車検査証が電子化され、委託を受けた者は、登録車と同様のことができるようになることで運輸支局等への来訪を行うことなく車検（継続検査）を完了することができます。



### 委託を受けるためには

- 審査基準：
  - ①指定自動車整備事業の指定を受けている者。
  - ②特定記録等事務責任者を選定し、適切な組織体制であること。
  - ③特定記録等事務を実施するのに必要な設備を備えていること。
  - ④セキュリティー対策や盗難防止措置が構築されていること。
- 申請先：登録車・・・最寄りの運輸支局長  
軽自動車・・・軽自動車検査協会
- 申請方法：「記録事務代行ポータル」からオンラインで申請してください。  
(<https://www.kirokujimu-portal.mlit.go.jp/#/>)